

人事院公示第 1 1 号

人事院総裁は、人事院規則 2 1 5（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第 1 条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に定める人事院総裁の権限又は事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 3 月 3 0 日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

別表左欄に掲げる権限又は事務のうち同表中欄に掲げる部局又は機関の所掌に係るものについては、それぞれ同表右欄に掲げる職員に委任する。

2 委任の効力の発生する日

令和 4 年 4 月 1 日

別表

個人情報の保護に関する法律第 5 章第 2 節から第 5 節まで（同法第 7 4 条及び同章第 4 節第 4 款を除く。）に定める権限又は事務のうち下欄に掲げるもの以外のもの	内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官	事務総長
	内部部局のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長

	公務員研修所	公務員研修所 長
	地方事務局	各地方事務局 長
	人事院沖縄事務所	沖縄事務所長
	国家公務員倫理審査会事務局	国家公務員倫理審査会事務局 長
個人情報保護に関する法律第76条及び第77条第1項の規定に基づく開示請求の受付、同法第89条第1項の規定に基づく手数料の徴収、同法第90条及び第91条第1項の規定に基づく訂正請求の受付、同法第98条及び第99条第1項の規定に基づく利用停止請求の受付並びに同法第117条第1項及び第2項に基づく手数料の徴収	内部部局及び国家公務員倫理審査会事務局	事務総長
	公務員研修所	事務総長及び 公務員研修所 長
	地方事務局	事務総長及び 各地方事務局 長
	人事院沖縄事務所	事務総長及び 沖縄事務所長